

## 共同住宅の一部を福祉施設とする場合の消防用設備等の設置について

共同住宅の一部を認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、障害者ケアホーム・グループホーム等として用いる場合、消防法令上の用途区分が共同住宅(5項ロ)から特定複合用途防火対象物(16項イ)に変更となるケースがある。ただし、以下の考えを踏まえ、住戸ごとに防火区画がされているなどにより、グループホーム等における入所者の避難安全が確保され、他の一般住戸についてグループホーム等が入ることにより危険性が高まることのないものは、建物全体に係る消防用設備等の設置について、特段の変更を要しないものとする考え方を平成21年2月に示し、平成22年2月に省令改正等を行った。

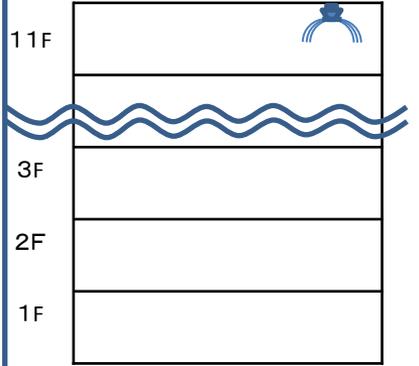
- 認知症高齢者や障害者の共同生活の場として、グループホーム等が住戸単位で組み込まれている。
- 家具・調度等の可燃物、調理器具・暖房器具等の火気使用、入所者数等も他の一般住戸とほぼ同様である。
- グループホーム等と共同住宅は、生活の場としての性格は同様である。
- 用途の複合化によって雑居ビルのような危険性が生じるおそれは比較的低い。

## スプリンクラー設備の場合

### 共同住宅(5項口)

11階以上の階  
に設置が必要

スプリンクラー

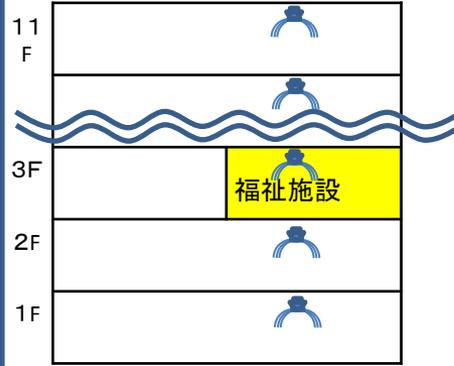


一部に  
福祉施設

### 複合用途(16項イ)

全ての階に設置が必要

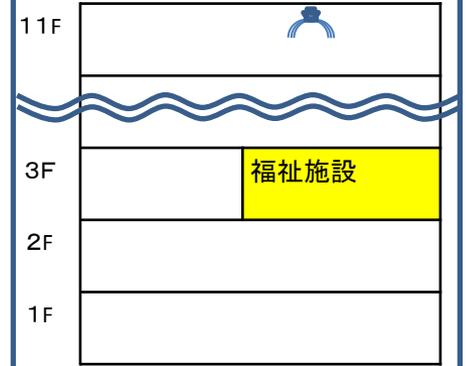
スプリンクラー



共同住宅の一部が福祉施設  
であり、一定の構造要件を満  
たすもの(16項イ)

共同住宅と同じ設置要件

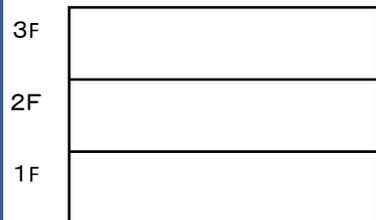
スプリンクラー



## 自動火災報知設備と誘導灯の場合

### 共同住宅(5項口)

- 自動火災報知設備は500㎡以上
- 誘導灯は通常は不要



一部に  
福祉施設

### 複合用途(16項イ)

- 自動火災報知設備は300㎡以上で全体に設置が必要
- 誘導灯は規模に関わらず全体に設置が必要

自動火災  
報知設備 誘導灯



共同住宅の一部が福祉施設  
であり、一定の構造要件を満  
たすもの(16項イ)

福祉施設部分のみ設  
置が必要

